

特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金
役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金（以下「この法人」という。）定款第64条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員及び評議員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

附則

この規程は、2016年7月2日から施行する。

特定非営利活動法人
アジアキリスト教教育基金
賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金就業規則（以下、「就業規則」という。）第43条に基づき、職員に対する賃金の決定、計算および支払いの方法、支払いの時期ならびに昇給に関する事項などを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める職員に適用する。

2 パートタイム職員、アルバイト職員については、個別労働契約により定めるものとする。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外労働手当
- (4) 深夜労働手当
- (5) 休日労働手当（法的休日である日曜日に出勤した場合の手当）

(賃金形態)

第4条 賃金形態は、月給制とする。

(賃金の締切及び支払日)

第5条 賃金の計算期間は1日より末日の分を当月25日に支払う。ただし、賃金支払い日が金融機関休業にあたる場合は前営業日に繰り上げて支払う。

2 支払日が土曜、日曜、祝日に該当するときは、その直前の労働日に繰り上げて支払う。

(賃金の非常時払い)

第6条 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号の一に該当し、本人又はその遺族から請求があった場合は、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産し、疾病にかかり又は災害を受けた場合
- (2) 結婚し又は死亡した場合

(3) やむを得ない事由により、1週間以上にわたって帰郷する場合

(4) その他前各号のほか、法人がやむを得ないと認めた場合

(死亡及び退職時の支払い)

第7条 職員が退職し、又は解雇され、もしくは死亡し、本人又は遺族（遺産相続人）から請求があったときは、7日以内に賃金を支払い、その他本人の権利に属する金品を返還する。

(不就労時の取り扱い)

第8条 賃金の計算期間の途中より、入職、退職、休職、死亡及び退職した者もしくは欠勤、産前産後休暇、生理休暇、看護休暇、育児休業及び介護休業した者の賃金は、日割計算し、不就労日数分の賃金を控除する。日割額の計算は第9条による。

2 遅刻、早退、外出、育児時間、通院休暇及び公民権行使の時間等で不就労時間分の賃金を控除する。時間割額の計算は第10条による。

(賃金の日割計算)

第9条 入職、復職、休職、死亡及び退職の場合は、その月の賃金は在籍日数により日割計算とし、以下の計算方法により算出された日割額をその不就労日数分減額する。

基準内賃金 ÷ 1 カ月平均所定労働日数

2 欠勤、産前産後休暇、生理休暇、看護休暇、育児休業及び介護休業の場合は、その月の賃金は当該休暇、休業及び欠勤の期間に応じ、以下の計算方法により算出された日割額をその不就労日数分減額する。

・ 基準内賃金 ÷ 1 カ月平均所定労働日数

(賃金の時間割計算)

第10条 遅刻、早退、外出、育児時間、通院休暇、公民権行使の時間、育児短時間措置及び介護短時間措置の短縮された時間の場合はその月の賃金は当該時間に応じて、以下に定める計算方法により算出された時間割額をその不就労時間分減額する。

基準内賃金 ÷ 1 カ月平均所定労働時間

(公傷休業期間中の賃金控除)

第11条 労働者災害補償保険法の休業補償給付等を受けられる期間の賃金については支払わない。

(休暇等の賃金)

第12条 年次有給休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通

常の賃金を支給する。

2 就業規則第31条に定める次の休暇及び休業期間等は有給とする。

- (1) 本人が結婚するとき
- (2) 配偶者が出産するとき
- (3) 父母、配偶者または子が死亡したとき
- (4) 祖父母、義父母または兄弟が死亡したとき
- (5) 前各号に準じ法人が必要と認めた日

(支払方法)

第13条 賃金は通貨で直接その全額を本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合には、本人が指定した金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込むことによって支払う。その場合には、職員は賃金振込口座を届出るものとする。

(賃金控除)

第14条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは賃金を支払うときに控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- (3) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (4) 雇用保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

(端数処理)

第15条 日割計算、時間割計算、時間外労働手当などの算出にあたり、1円未満の端数が生じたときは、賃金項目ごとにその端数を切り上げて計算する。

2 1カ月間の賃金支払い額に100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げて支払う。

(基本給)

第16条 職員の基本給については各人の職種、職務内容、技能、経験、役割等を考慮して個人ごとに決定する。

2 雇い入れ時の基本給は、書面で明示する。

(通勤手当)

第17条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員（通勤距離が片道2キロメートル未満である者は除く）に対しては、通勤に係る実費弁償を目的として1か月定期相当の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路および方

法は、最も合理的かつ経済的であると法人が認めたものに限ることとする。

(通勤手当の計算方法)

第 18 条 前条に規定する通勤手当については、支給事由が発生した月から支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、規定第 15 条（中途入社の場合の賃金の計算方法）の計算方法の定めるところによる。

(通勤経路変更の届出義務、不正の届出)

第 19 条 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1 週間以内に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、懲戒の事由に基づき懲戒処分を行うことがある。

(時間外労働手当等)

第 20 条 職員に対し業務の都合上、その他やむを得ない理由により時間外勤務を命じ、職員がその勤務に服した場合、次に掲げる基準により時間外労働手当を支給する。なお、手当の計算については、第 23 条に定める算定基礎額を使用する。

(1) 時間外労働手当

業務の都合で所定労働時間を超えて勤務した場合に支給する。

支給金額は、次のとおりとする。

・ 算定基礎額 ÷ 1 カ月平均所定労働時間数 × 1.25 × 超勤時間数

ただし、実働 8 時間以内の残業は、次のとおりとする。

・ 算定基礎額 ÷ 1 カ月平均所定労働時間数 × 1.0 × 超勤時間数

(2) 深夜労働手当

業務の都合で午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に勤務した場合に支給する。

・ 算定基礎額 ÷ 1 カ月平均所定労働時間数 × 0.25 × 深夜労働時間数

(3) 休日労働手当

職員に対し休日出勤を命じ、その勤務に服した場合、次に掲げる基準により休日労働手当を支給する。

① 法定休日の休日労働手当

算定基礎額 ÷ 1 カ月平均所定労働時間数 × 1.35 × 法定休日労働時間数

② 法定休日以外の休日労働手当

算定基礎額 ÷ 1 カ月平均所定労働時間数 × 1.25 × 法定外休日労働時間数

法定時間外労働が引き続いて午後 10 時以降翌朝午前 5 時までの間に及んだときは、前号に定める深夜労働手当も併せて支給する。

(休業手当)

第 21 条 法人の責に帰すべき事由により休業した場合においては、休業 1 日につき平均賃金の 100 分の 60 を支給する。

(算定基礎額)

第 22 条 算定基礎額に算入する賃金項目は、基本給、役職手当とする。

(昇給)

第 23 条 昇給は、勤務成績その他が良好な労働者について、毎年 4 月 1 日をもって行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

2 顕著な業績が認められた職員については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。

3 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第 24 条 法人の各決算期の業績に応じ、原則として、6 月及び 12 月に賞与を支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、賞与を支給しないことがある。

2 対象者は、支給対象期間（4 月 1 日～9 月 30 日、10 月 1 日～翌 3 月 31 日）に在職し、かつ賞与支給日に在職する者に対して、その勤務成績、職務内容、勤務日数等を考慮し、その都度賞与の額は決定する。

(規程の改廃)

第 25 条 本規程を改廃する場合は職員の代表の意見を聞き、理事会の承認により決定する。

(附則)

本規程は、2017 年 4 月 8 日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	-----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
社員会員受取会費	555,000円
一般会員受取会費	6,493,000円
受取寄附金	21,027,515円
理解参加促進事業収益	642,390円
普及啓発事業収益	1,062,065円
受取利息	470円
為替差益	8,048円
雑収益	218,418円
受取助成金	1,089,208円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	31,096,114円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
.	なし			円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
. 2018.5.23	資金協力	2,239,800 円
. 2018.6.22	資金協力	1,666,550 円
. 2018.8.3	資金協力	2,257,800 円
. 2018.10.11	資金協力	2,267,600 円
. 2018.11.14	資金協力	4,020,000 円
. 2018.12.26	資金協力	2,234,800 円
. 2019.3.14	資金協力	2,246,800 円
. 2019.3.29	資金協力	1,118,900 円
.		円
.		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	2018年4月1日～2019年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%
㉗	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉚	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉛	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 アジアキリスト教教育基金	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	解任	就任・退任 年月日
小倉 義明		理事		0							平成19年7月 1日就任
小豆澤千加代		理事		0							平成27年7月 1日就任
荒谷 出		理事		0							平成23年7月 1日就任
河見 誠		理事		0							平成17年7月 1日就任
田坂 興亜		理事		0							平成16年12 月14日就任
野村 正宣		理事		0							平成23年7月 1日就任
朴 憲郁		理事		0							平成16年12 月14日就任
花島 光男		理事		0							平成25年7月 1日就任
森 和博		理事		0							平成29年7月 1日就任

渡部 康子		理事		0							平成17年7月 1日就任
井上 儀子		理事		0							平成28年5月 8日就任
里子 有三郎		監事		0							平成25年7月 1日就任
寺門 文雄		監事		0							平成29年7月 1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト会計王 バインダー	随時	7年
仕訳帳	会計ソフト会計王 バインダー	随時	7年
棚卸資産台帳	(Excel) バインダー	随時	7年
寄附者名簿	(Access) バインダー	随時	7年
給与台帳	(Excel) ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ⊖	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ